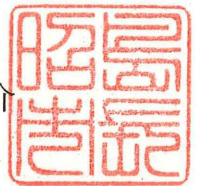


電線共同溝を整備すべき道路の指定に関する公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年8月10日

昭島市長 臼井伸介



1 路線名及び指定する区間

路線名 市道昭島50号（延長1,424m）
区間 昭島市つつじが丘一丁目267番地先から
昭島市代官山一丁目3928番地先まで

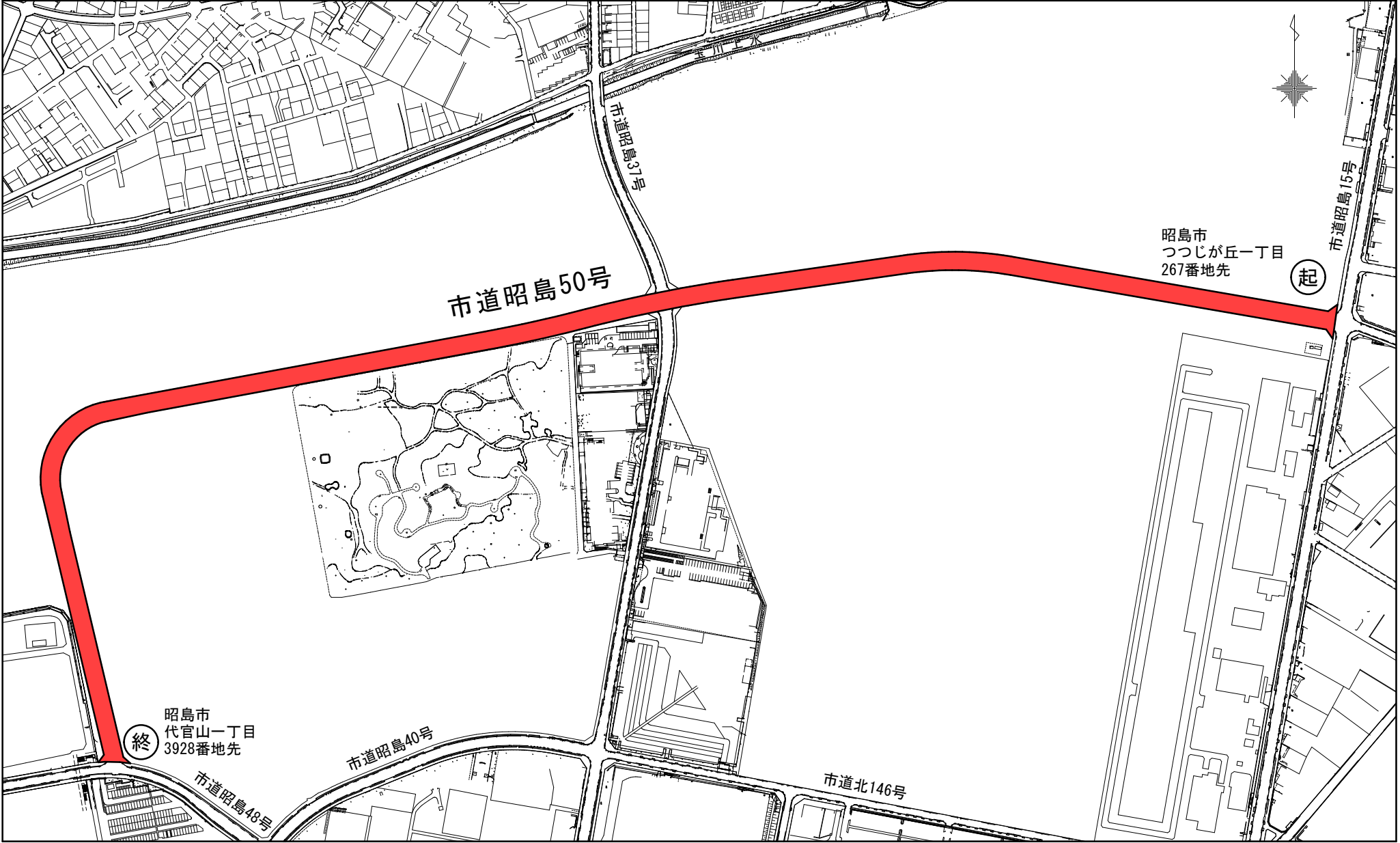
2 指定した区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 都市整備部管理課
期間 令和8年8月10日から令和8年8月24日まで

案内図



電線共同溝を整備すべき道路の指定略図



路 線 名	市道昭島50号
指定区間所在	起点 昭島市つつじが丘一丁目267番地先 終点 昭島市代官山一丁目3928番地先
道 路 幅 員	16.0m～17.0m
指 定 延 長	1,424m

